

区委員の役割

以下は概説、役員会の都度決まることはそれに従う。

1. 役員会

原則として毎月第 3 土曜日の 9 時 30 分～12 時、会場は南大谷さくら会館。

2. 班長会議

年に 2 回（春・秋）開催、会場は南大谷さくら会館。事業計画やその時期に必要な事項の説明、来賓の方々の講話。または、町田市職員による「南大谷地区の話題」等の説明・質疑応答。

3. 会費の徴収

4 月の総会終了後に班長に依頼して行う。最初の大切な行事でもあるので各班長と連携をとって会費徴収を行って下さい。併せて集金確認表(会員登録用原紙)にて班員情報の確認・更新をしていただく。区委員は各班から徴収した現金と領収表及び集金確認表を 5 月の定例役員会に会計担当へ提出する。年会費は規約細則に示されているとおり現在は、2,000 円／年。

〈集金のフロー〉

班員（各世帯）→ 班長 → 区委員 → 会計担当 → 会員・広報担当（集金確認表）

〈領収書のフロー〉

班員（各世帯）← 班長 ← 区委員 ← 会計担当

※各領収書はいずれも「町内会費領収書」となっているが、発行者がそれぞれ違っているので間違わないように渡して下さい。

※途中入会の場合 4 月～7 月入会 2,000 円 8 月～11 月入会 1,000 円 12 月～3 月 500 円

4. 入会・退会・変更

入会の場合、班長を経由して入会者から入会届と会費を受け取り、次回の役員会に会計担当者へ提出する。役員会にて入会報告を行う。新入会者には、「南大谷町内会地図」、「資源集団回収のご案内」、「紙ひも」などを配布する。

退会の場合、班長を経由して退会者から退会届を受け取り、次回役員会に広報会員担当者へ提出する。転出済みの場合は、退会届を区委員が代筆して提出する。なお、途中退会に伴う会費の返金は行わない。

5. 回覧物等の配布

役員会及び配布担当者からの回覧物及び全戸配布物は、「南大谷町内会回覧物配布表」に記載されている数量を各班に配布して下さい。班によっては配布を分けているところもあるので気を付けて下さい。回覧物にはアンケート等回答を求めるものもあるのでコメントメモを入れる工夫をお願いします。配布に当たってはポストに入れてもかまいません。

6. 弔事

区内の弔事について、規約細則に則り町内会の代表代行として弔慰金を届ける。班長が行ってもよい。原則として立て替え払いを行っていただき、次回役員会にて会計担当から受け取る。その際会葬御礼が領収書の代わりとなるが、家族葬で礼状等の書面がない場合は弔慰金内訳書に必要事項を記入し、会計担当者に提出して下さい。また、既に葬儀が終了した場合も弔慰金は届けて下さい。尚、立替えは予めグループメールにて会計担当に連絡して下さい。

弔慰金：名簿記載者（世帯代表者）及び配偶者 5,000 円

名簿記載者（世帯代表者）の同居家族 3,000 円

7. 防災

防災訓練の際、自身の区に広報し、できるだけ多くの人に参加してもらえるようにして下さい。各区委員には当日担当業務が割り当てられるので、日程調整を行い参加できる体制を整えて下さい。

8. 資源回収

“木曜日”の資源回収は町内会の貴重な収入源です(6 円/kg)。ここ数年回収量の減少が続いており、班長・会員の皆様には、月曜日でなく極力“木曜日”の資源出しを是非薦めて下さい。また、区内で資源置場の乱れやトラブル、資源看板の不備等があれば直ちに資源担当者に連絡しその解決にご協力願います。

(3 年に一度資源看板の総点検を行っています。)

9. 南大谷見守り支援ネットワーク

南大谷には普段から見守りを希望する高齢者等がいらっしゃいます。特に災害時等近所の人と助け合ってお手伝いができる体制をお願いします。(2013 年に町内会で「南大谷高齢者等見守り支援ネットワーク」を立ち上げ、会員・非会員を問わず有志による継続的な見守り活動を行っています。)

10. 児童・生徒の見守り支援

町内会では児童・生徒の見守りとして、「83 運動」を展開しています。83 運動とは登校時の 8 時頃と下校時の 3 時頃に家の外に出て掃除や散歩を行ったり、買い物を行ったり、または犬の散歩をしたりすることで子供たちの登下校をさりげなく見守ろうという運動です。また、特に登校時の道路横断や交通量の多い箇所での見守りは継続的に行っています。町内会だより等で紹介していますのでご賛同いただける方は協力願います。

11. 少人数親睦会開催支援

町内会では、日ごろからご近所のコミュニケーションを活発にさせていただく方法として、親睦会の開催支援を行っています。開催にあたっては、班及び区単位を原則とし、災害時のご近所の決め事や、町内の情報交換並びに町内会活動への提案や反省等の話し合いの場として利用して下さい。参加世帯当たり 1,000 円/年を上限とします。また、次年度の繰り越しは認めていません。親睦会を行った際は、「少人数による親睦会開催報告書」への記入と捺印の上、領収証(レシート)を添付して次回役員会に会計へ提出して下さい。なお、開催状況については、役員会にて各区委員より報告を行う。

12. 「もちつき大会」「日帰りバス旅行」などの行事への参加

町内会では、その他「消防団と子どもクラブの交流会」「ウォーキング会」等随時様々なイベントを開催しています。区委員の方々は積極的に参加して交流を広げて下さい。

13. 広報活動として、毎月“町内会だより”を発行、またホームページを開設しています。各担当の関連情報やコミュニケーション情報などの投稿をお願いします。また 3 年に一度の町内会地図の更新時にご協力をお願いします。

14. 次期役員・班長の選出にあたり

次期区委員/班長の選出にあたっては、概ね班の順番/班内の輪番で決められているのが一般的なようです。選出にあたっては、高齢者世帯等への配慮(概ね 80 歳までが目安)をお願いします。くれぐれも役員が嫌で町内会から退会する等の無いようにお願いします。

区委員の任期は 1 年ですが、その後役員として残っていただける方は、引続き町内会活動に協力をお願いします。

以 上